

川西町資格等取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川西町中小企業・小規模事業者振興条例（平成28年条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、求職者及び勤労者が就職や仕事に役立つ資格等を取得することを支援することにより、中小企業・小規模事業者の先導的役割を担う人材及び技術の育成並びに確保を図ること並びに良好な雇用環境の整備促進を図ることを目的として、予算の範囲内において川西町資格等取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する場合において、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 求職者 公共職業安定所を通じた求職活動を行っている者
- (2) 勤労者 職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者

(補助金交付対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付対象者は、求職者、勤労者及び事業所とし、次の各項の要件を満たす者、かつ、国、県及び他の団体等から本事業と重複する補助金等の交付を受けていないものとする。

2 求職者が対象となる場合には、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 川西町内に住所を有する者で、今後も引き続き町内に居住する意思のある者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校に在学する者を除くものとする。
- (2) 就労に必要な資格等を取得した者

3 勤労者が対象となる場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町内事業所に勤務している者
- (2) 現就業場所の業務能力向上のために必要な資格等を取得した者

4 事業所が対象となる場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 条例第2条に規定する中小企業・小規模事業者及びこれに準ずる事業者であること。
- (2) 前項の各号のいずれにも該当する者に資格等を取得させること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、国家資格、公的資格及び民間資格で就労や現就業場所の業務能力向上につながるもの（以下「国家資格等の取得」という。）又は研修及び講座等の修了が国家資格等の取得と同等又はこれに準ずるものと客観的に認められるものを年度内に取得する事業とする。ただし、次に掲げる資格等を取得する事業を除く。

- (1) 普通自動車免許
- (2) 普通自動二輪車免許
- (3) 大型自動二輪車免許
- (4) 小型自動二輪車免許
- (5) 原動機付自転車運転免許

(補助対象経費、補助率等)

第5条 補助金交付の対象となる経費は、別表第1に掲げる経費中町長が認める額の合計額とする。

2 補助率等は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請及び実績報告等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条の規定にかかわらず、当該年度の末日までに次に掲げる関係書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 川西町資格等取得支援事業補助金交付申請書兼修了報告書(様式第1号)
- (2) 資格等の取得に要した経費を明らかにできる書類
- (3) 資格等を取得したことが証明できる書類の写し
- (4) 求職者が申請する場合は、ハローワークカードの写し
- (5) 勤労者が申請する場合は、勤務している事業所に係る雇用契約書又は労働条件通知書の写し等雇用状況が確認できるもの
- (6) 事業所が申請する場合は、対象となる就労者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し等雇用状況が確認できるもの
- (7) 町長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請に係る受付は、当該年度の予算を超過した場合は、受付を終了するものとする。

3 規則第13条に規定する実績報告は、第1項の関係書類の提出をもって、報告があったこととみなす。

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合は、規則第5条第1項の規定に関わらず、その内容を審査し、補助金交付の可否について決定し、申請者に対し川西町資格取得支援事業補助金交付(不交付)決定・額の確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 規則第14条に規定する補助金等の額の確定については、前項の交付額等の決定と併せて行う。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付額の確定を受けた者は、当該通知を受けた後、速やかに川西町資格取得支援事業補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1

補助対象経費	対象とならない経費
受講料及び教材費	必要な経理書類を用意できないもの
受験料	事業実施年度4月1日から翌年3月31日までに支払い

登録料	が完了しない経費
その他町長が必要と認める経費	既に保有している資格等の更新経費 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

別表第2

補助率	補助対象経費の1/2以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
補助金交付限度額	1人につき5万円 1人につき年度内1回を限度とし、事業所においては年度内3人までとする。